

2025 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 海 帆
代表者名 代表取締役 守田 直貴
(コード番号：3133 東証グロース)
問合せ先 管理本部長 羽二生 博志
(TEL. 052-586-2666)

連結子会社におけるネパール水力発電事業の停止（再検討）
および特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 14 日開催の取締役会において、2025 年 2 月 28 日に決議し、事業を開始しましたネパール水力発電事業（以下、本事業といいます）について、完全撤退も視野に入れた事業の停止（再検討）をすることを決議いたしましたのでお知らせいたします。また、本事業の停止に伴い、特別損失を計上することとなりましたことを併せてお知らせいたします。

記

1. 本事業の停止（再検討）による対象会社

① 名称	株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS	
② 所在地	東京都港区麻布台 3-1-6 BLUE BLDG. AZABUDAI 6 階	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 大森 泰則	
④ 事業内容	海外における再生可能エネルギー事業の開発・運営 再生可能エネルギー事業に関するコンサルティング業務	
⑤ 資本金	5,000,000 円	
⑥ 設立年月日	2024 年 11 月 26 日	
⑦ 発行株式総数	5,000 株（2025 年 11 月 14 日現在）	
⑧ 決算期	10 月	
⑨ 従業員数	3 人（2025 年 11 月 14 日現在）	
⑩ 主要取引先	該当事項はありません。	
⑪ 主要取引銀行	該当事項はありません。	
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社海帆 100%（2025 年 11 月 14 日現在）	
⑬ 当事会社間の関係	資本関係	株式会社海帆の 100%連結子会社となります。
	人的関係	株式会社海帆より守田直貴、連結子会社である株式会社 SSS より國松晃が取締役を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	株式会社海帆の 100%連結子会社となります。

① 名称	NEPAL HYDRO POWER PLANT Pvt.Ltd	
② 所在地	Flat E 4, 20/F, Sunway Garden, 989 King' s Road, Quarry Bay HONGKONG	
③ 代表者の役職・氏名	YUE KWAN ANAN WONG	
④ 事業内容	再生可能エネルギー事業	
⑤ 資本金	50,000USD	
⑥ 設立年月日	2023 年 11 月 9 日	
⑦ 発行株式総数	50,000 株 (2025 年 11 月 14 日現在)	
⑧ 決算期	11 月	
⑨ 従業員数	1 人 (2025 年 11 月 14 日現在)	
⑩ 主要取引先	該当事項はありません。	
⑪ 主要取引銀行	該当事項はありません。	
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS 100% (2025 年 11 月 14 日現在)	
⑬ 当事会社間の関係	資本関係	株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS の完全子会社となります。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS の完全子会社となります。

① 名称	KS HYDROPOWER PVT LTD	
② 所在地	Maharajgunj- 3, Kathmandu, Nepal	
③ 代表者の役職・氏名	Director CEO 大森 泰則	
④ 事業内容	水力発電所の建設、運営、売電	
⑤ 資本金	50,000,000 ルピー	
⑥ 設立年月日	2025 年 5 月 6 日	
⑦ 発行株式総数	5,000 株 (2025 年 11 月 14 日現在)	
⑧ 決算期	12 月	
⑨ 従業員数	4 人 (2025 年 11 月 14 日現在)	
⑩ 主要取引先	該当事項はありません。	
⑪ 主要取引銀行	該当事項はありません。	
⑫ 大株主及び持株比率	NEPAL HYDRO POWER PLANT Pvt.Ltd 51% Surya Maina Holdings Pvt.Ltd 49% (2025 年 11 月 14 日現在)	
⑬ 当事会社間の関係	資本関係	NEPAL HYDRO POWER PLANT Pvt.Ltd の 51%出資会社となります。
	人的関係	株式会社海帆より守田直貴及び従業員 1 名、株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS より大森泰則が取締役を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	NEPAL HYDRO POWER PLANT Pvt.Ltd の 51%出資会社

2. 本事業停止（再検討）の理由

当社は2024年2月29日付「ネパール共和国における水力発電事業の包括合意契約締結に関するお知らせ」にて公表した通り、ネパール共和国国内において総発電量281.4メガワット（2024年2月29日公表の「ネパール共和国における水力発電事業の包括合意契約締結に関するお知らせ」では285.44メガワットとしておりましたが、対象発電所の変更に伴い事業化決定時の2025年2月28日公表しました「簡易株式交換による株式会社NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS（以下、NHPH社といいます）の完全子会社化に関するお知らせ」では281.4メガワットへ変更しています）の水力発電事業を事業化すべく、事業の内容やスキームについて約1年間検証協議をして進めてまいりました。この総発電量281.4メガワットの権利（ネパール電力公社との長期売電契約及び建設許可等）を取得するために権利保有会社を株式交換により完全子会社化し、当社の事業として投資をすることを決定いたしました。

現在の事業進捗状況としては、当社はこの水力発電事業を3つのフェーズに分割しており、第1フェーズに計画していた4件のプラント建設計画の内、2件（5.5メガワット、13.7メガワット）については、現地に設立した当社の孫会社であるKS HYDROPOWER PVT LTD（以下、「KS社」といいます）の共同出資者であるSurya Maina Holdings Pvt.Ltd（以下、「Surya社」といいます）による現地金融機関からの借り入れを行い、建設工事は進んでおり、水流を流し込むトンネルの造成工事が間もなく完了し、タービンを設置するのみとなっている状況となります。

このように建築工事を進めながら、現地関係者との協議やEPC業者との協議を進めてまいりましたが、2025年8月28日にネパール共和国政府による、2023年に発表していたソーシャルメディアの利用に関する通達に基づき、偽情報対策を目的として、SNS運営企業に対して7日間の猶予期間内に政府へ登録するよう要求をし、猶予期間が失効した9月4日には、政府はネパール電気通信局に対して、未登録のSNSについてネパール共和国国内からの接続遮断を命じたことにより、これに反対するネパール共和国国民によるデモが大規模化し、複数名が死亡し、大勢の国民が負傷する事態に発展しました。デモは首都のカトマンズ以外の地方都市でも実施され、政府よりカトマンズを含む複数の都市において外出禁止命令も発動されました。

当社は、このような状況下においても、ネパール共和国のインフラ整備に貢献することを目的とした本事業を推進するために、現地からの情報取得を行ってまいりましたが、デモが拡大する中で、当社の現地パートナーである法律事務所も国外退避を余儀なくされ、一時的に情報の共有ができない状況となってしまいました。その後、デモも鎮静化され国内情勢は落ち着きつつある中、ネパール電力公社から当社との事業については問題なく予定通りに行う旨を確認いたしました。

しかしながら、この間の混乱において、事業計画の遅れや、国外退避期間において必要な資料等の提出や確認が困難になる状況が発生したことから、今後当社の上場企業としての会計業務にも遅延などの支障が出る恐れがあると判断し、当社の会計監査人と協議をした結果、期限の定められた会計監査（四半期毎の決算業務）において正常な監査を行えない可能性がある旨も想定し、本事業については完全撤退も視野に入れた事業の停止（再検討）を行うことを決定いたしました。

当社は、ネパール共和国における情勢を見守りながら、事業の安全面を確認するとともに、事業推進が可能かを検討することといたします。その上で、2026年3月期第2四半期決算において、2025年2月28日に完全子会社化したNHPH社におけるのれんを全額減損損失とし、2,084百万円の特別損失を計上することといたしました。

なお、事業停止（再検討）をするにあたりまして、当社が保有する8件の権利につきましては、今後の情勢を見極めながら対応方針を速やかに決定したいと考えております。仮に当社が完全撤退を決定した際には、他の事業者への譲渡（売却）をすることも選択肢として考えております。この方針が定まるまでは事業の停止（再検討）をし、当社の完全子会社であるNEPAL HYDRO POWER PLANT Pvt.Ltd、並びにKS社につきましても事業活動を一時休止することといたします。

本決定に基づき、ネパール共和国との慎重な協議が必要となってまいります。特に電力の買取先となるネパール電力公社とは早急に協議を行い、当社の再検討結果を待って今後の対応方針（当社が継続する場合には引き続き当社との長期売電契約、完全撤退を選択した際には、他の事業者への契約変更）を決定する事となります。

3. 特別損失の計上及び連結業績への影響について

本事業の停止（再検討）に伴い、2026年3月期第2四半期決算において、NHPH社におけるのれんを全額減損損失とし、2,084百万円の特別損失を計上することといたしました。この内容は本日公表の「2026年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に反映されております。

なお、2025年5月22日付「第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の発行に関するお知らせ」にて公表しました資金使途において、本事業へ資金の割当を記載しておりましたが、現時点において充当された資金はございません。今後については、当社の方針が決定するまで未定といたします。また、2025年5月22日付「BITMAIN社とのネパール水力発電事業に関する基本合意締結に関するお知らせ」にて公表したように、BITMAIN社は当社の水力発電事業に一部出資をすることで基本合意を締結しております。この基本合意に関しましても、当社が引き続き事業を継続する場合には出資を受け、完全撤退する場合には基本合意の解約を行うなどの対応を行いますが、現時点においては未定となります。

この事業停止（再検討）において、当社が取得したNHPH社の対価として、MEL CAPITAL LIMITEDに交付した当社株式については、返還の対象外となっております。

当社は、事業の安全性を最大限考慮の上、これ以上の損失を計上することの無いよう、慎重に判断を進めてまいります。

本件につきましては、今後の方針が決まり次第、速やかに公表してまいります。

以上